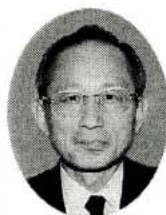


水道O&M研究会

応急対策で協定締結

災害時に会員間で支援



藤田会長

に災害等の緊急時に受託民間企業一社だけで対応できるのかと不安視、疑問視されているのが実情だと言われている。

協定の内容は次の通り。
(協定の主旨)
第1条 この協定は、災害等緊急時における会員間相互協力の一環として、会員が受託した施設の応急対策業務に関して協力を求める時の手続き等を定めるものとする。

応急対策業務に対する協力を要請することができる。
2 研究会は、会員の要請があった時は、特別の理由がない限り協力する。

(費用の負担)
第4条 応急対策業務に要した費用は、要請した会社が負担する。
(出動体制)
第5条 会員各社は、研究会より要請があった際は、研究会を派遣する。

(業務等の指示)
第6条 業務等の指示は、要請した会員会社が行うものとし、出動した会員各社はその指示に従うものとする。
(労働災害)
第7条 派遣先にて発生した労働災害は、派遣元各社の労災で処理する。

(協議)
第8条 この協定の解釈に疑義が生じた時、またはこの協定に定めのない事項については、そのつど水道O&M研究会理事会にて協議して定めるものとする。
(雑則)
第9条 この協定は平成17年6月9日から適用する。

水道O&M研究会(藤田賢二会長、大石直行代表幹事)はこのほど、災害時等における上水施設の応急対策業務に関する協定を会員25社間で結んだ。

水道法に基づく第三者委託が施行されて3年半が経過したが、いまだ受託件数は極めて少ない状況が続いている。その原因の一つは、民間に委託して本当に問題がないかを懸念している事業体が多いことであり、特

に災害等の緊急時に受託民間企業一社だけで対応できるのかと不安視、疑問視されているのが実情だと言われている。

協定の内容は次の通り。
(協定の主旨)
第1条 この協定は、災害等緊急時における会員間相互協力の一環として、会員が受託した施設の応急対策業務に関して協力を求める時の手続き等を定めるものとする。

応急対策業務に対する協力を要請することができる。
2 研究会は、会員の要請があった時は、特別の理由がない限り協力する。

(費用の負担)
第4条 応急対策業務に要した費用は、要請した会社が負担する。
(出動体制)
第5条 会員各社は、研究会より要請があった際は、研究会を派遣する。

(業務等の指示)
第6条 業務等の指示は、要請した会員会社が行うものとし、出動した会員各社はその指示に従うものとする。
(労働災害)
第7条 派遣先にて発生した労働災害は、派遣元各社の労災で処理する。

(協議)
第8条 この協定の解釈に疑義が生じた時、またはこの協定に定めのない事項については、そのつど水道O&M研究会理事会にて協議して定めるものとする。
(雑則)
第9条 この協定は平成17年6月9日から適用する。